



危険運転・酒酔い運転 に関する法律が変わります！



アルコール濃度や速度の基準が数値化

著しい速度超過やドリフト走行等が危険運転致死傷罪の対象に！

1 自動車使用処罰法の一部改正（危険運転致死傷罪の対象行為の拡充）

① 飲酒運転の基準の明確化

「正常な運転が困難な状態」の要件をより具体的にしました。

対象となる状態



血液 1 mL 中の
アルコール濃度
1.0mg 以上



呼気 1 L 中の
アルコール濃度
0.5mg 以上



アルコールの影響により正常な運転が困難な状態



数値基準を明示し、より分かりやすくなりました。

② 高速度運転の類型追加

著しい速度超過などの高速度運転を新たに対象に追加しました。

対象となる行為

- 制限速度 60 km/h 以下の道路で、50 km/h を超える速度
- 制限速度 60 km/h を超える道路で、60 km/h を超える速度
- 道路や交通の状況に照らし、重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度での運転



極端に速い運転も危険運転致死傷罪の対象になります。

③ 危険な走行方法の類型追加

ドリフト走行など、制御が困難な状態にする危険な運転を新たに追加しました。

対象となる行為

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為



ドリフトなどの危険な走行行為も処罰の対象となります。

2 道路交通法の一部改正（酒酔い運転の基準の明確化）

酒酔い運転の罪についても、「正常な運転ができないおそれがある状態」の要件を次のとおり明確化しました。



血液 1 mL 中の
アルコール濃度
1.0mg 以上



呼気 1 L 中の
アルコール濃度
0.5mg 以上



その他、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態